

議案第77号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

ほりきりん公園及び飯塚平安第一公園を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

ほりきりん公園	〃 堀切二丁目38番10号
飯塚平安第一公園	〃 南水元一丁目3番6号

付 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。